

## 2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
http://murao-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年2月1日号

### 未支給年金とは

**年**金の失権事由の一つに、「受給権者の死亡」があります。年金は死亡日の属する月まで支払われますが、後払いが原則のため、どうしても死亡後に支払わなければならない年金が、1カ月分から最大で3カ月分発生してしまいます。これを「未支給年金」と言います。



#### ■例1：2月16日に死亡の場合

12,1月分は本人生存中の2月15日支払済です。2月分の年金は、その支払日である4月15日には本人不在のため、未支給年金となります。

#### ■例2：3月1日に死亡の場合

12,1月分は本人生存中の2月15日支払済です。2,3月分の年金は、その定例支払日である4月15日には本人不在のため、未支給年金となります。

#### ■例3：4月1日に死亡の場合

12,1月分は本人生存中の2月15日支払済です。2,3,4月分の年金は、その定例支払日である4月と6月には本人不在のため、未支給年金となります。

なお、金融機関や日本年金機構への死亡届遅延から、間に合わず振り込まれてしまうことがあります。この場合でも、未支給年金として処理されます。つまり、間に合わず振り込まれた年金を未支給年金に充当され、未支給年金支給処理が終了します。ただし、そのためには未支給年金請求の手続きが必要です。請求手続きを行わなければ、返還しなければなりません。

なお、この未支給年金は、相続税の課税対象となる相続財産に含まれず、一定要件の遺族がその自己の名で請求しますので、その遺族の一時所得となります。

この未支給年金を請求できる遺族の範囲が、平成26年4月以降の死亡から、受給権者と生計同一関係にある①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の他、⑦3親等以内の親族まで拡大されています。

例えば、独身のおばの面倒を見ていた姪や甥、亡夫の父や母を看取った嫁等からの請求が可能となりました。

#### ■未支給年金の請求手続き

「未支給年金請求書(死亡届)」、死亡が確認できる戸籍謄本、死亡者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本、死亡者の住民票(除票)、請求者の住民票です。同居でない場合は、死亡当時、受給権者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類も必要となります。

### 降格の種類

**降**格は、懲戒処分によるものと、人事上の業務命令によるものとがあります。懲戒処分は、規律違反や秩序違反に対する制裁罰で、労働契約法では、「懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする」と規定しています。人事上の業務命令によるものは、職位や役職の引き下げ、資格や等級の引き下げがそれにあたりますが、それは、管理職などの適格性の欠如や職務遂行能力の減退、精神・身体の故障等により当該資格や等級で求められる業務が遂行出来ない状況の場合に、業務遂行能力や組織の秩序維持などの点から検討されるものです。

### 善管注意義務

**従**業員(使用人)が取締役に昇進し、役員になった後も「使用人兼取締役」として従業員を兼務することがあります。取締役の立場をつい従業員の延長線上に置いてしまいがちですが、一般の従業員と取締役とでは、会社との契約関係と、それに基づく責任が大きく異なります。取締役と会社との関係は、民法の委任に関する規定が適用されます(会社法330条)。そのため、取締役は「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」(民法644条)ことを求められます。これを、会社に対する取締役の「善管注意義務」といいます。これは、経営に携わるものとして通常期待される程度の注意義務ですが、義務を怠ったときは、損害賠償請求の対象となります。

## NEWS ダイジェスト

- 「転勤」のあり方に関する検討会を立ち上げ  
厚生労働省は、企業における転勤の実態の把握、転勤を取り巻く課題の分析、転勤に関する雇用管理上の留意点の整理を行うことを目的とした研究を立ち上げた。最終的に「転勤に関する雇用管理のポイント」を策定するとしている。
- 年金・健保・雇用保険の手続一元化を検討  
政府は、年金・健康保険・雇用保険などの手続きについて、ハローワークや年金事務所に別々に申請する手間をなくすなど一元化を進める方針を示した。マイナンバーや住民基本台帳ネットワーク、法人番号の連携により、簡素化を検討する。